

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 15件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和30年にA社に入社して以来、平成9年に退職するまで同社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、事務手続上のミスと思われるので、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、健康保険組合の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年7月1日にA社B支店から同社C工場に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和39年5月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : 平成8年1月31日から同年2月1日まで
私は、A社に平成8年1月31日まで勤務していたが、厚生年金保険料の資格喪失日が同日になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業主の回答及び申立人が保管する給与明細書により、申立人がA社に平成8年1月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成7年12月の社会保険庁のオンライン記録から、13万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付の義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を誤って届出したことを認めており、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日が平成8年1月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年10月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月26日から同年12月1日まで

私は、平成7年2月10日からA社の販売店に勤務していたが、8年秋ごろ親会社であるB社の経営が苦しくなり、店長をしていたC氏がA社の経営を引き継いでからも同社に継続して勤務してきた。

しかし、厚生年金保険の加入手続きが遅れたため、申立期間が未加入となってしまった。給与明細書のとおり、申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除されていることは明白であるので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書、事業主及び当該事業所の経理業務を受託していた税理士事務所社員の証言等から判断すると、申立人は、A社に平成8年10月26日から継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額及び平成8年12月の社会保険庁の記録から19万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成8年12月1日であり、申立期間については適用事業所としての記録が無い。しかし、同社に係る登記事項証明書により、会社設立が3

年6月18日であることが確認できることから、同社は、当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本によれば、申立期間において取締役であったことが確認できるが、申立人は販売が主業務で、給与や社会保険の事務に関与していないと主張しており、事業主も申立人の業務は販売と仕入れであったとしていることから、申立人が厚生年金保険に係る諸届出に関する職務上の権限を有していたとは認められない。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による保険料納付義務の履行については、事業主は適用事業所の要件を満たしておりながら、社会保険庁に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年10月31日から22年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を21年10月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月19日から22年6月1日まで

A社B支店における厚生年金保険の加入期間について照会をしたところ、同社に採用された昭和21年1月19日から22年6月1日まで厚生年金保険に未加入となっている。

しかし、私が交付された勤続年数算定通知書には、当該事業所に採用された昭和21年1月19日から勤続年数を算定する旨が記載されており、採用された日から退職する61年9月まで厚生年金保険に加入していたはずだから、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所保管の人事記録及び申立期間当時の雇用関係に係る事業主の説明によると、申立人は昭和21年10月31日からA社B支店に正社員として勤務していたことが認められる。

また、事業主に照会したところ、申立人は、昭和21年10月31日に正社員として入社したと同時に厚生年金保険被保険者資格を取得し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと推察すると回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和21年10月31日から22年6月1日までの期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和22年6月の社会保険事務所の記録から600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和21年1月19日から同年10月30日までの期間は、当該事業所が保管する人事記録によると、臨時人夫、常備夫として雇入れされていた期間であることが確認できる。

しかし、事業主は、申立人が正社員として入社したと同時に厚生年金保険被保険者資格を取得し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと推察すると説明している。また、社会保険庁の記録から、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した年の前後の年に被保険者資格を取得している8名について、当該事業所保管の人事記録上の正社員としての入社日を確認したところ、いずれも被保険者資格の取得日と入社日が一致しており、事業主の説明は合理的なものと判断できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 13 日から 38 年 9 月 26 日まで
A市にあるB社に勤務していた昭和 35 年から 38 年までの期間について、42 年 4 月 21 日に脱退手当金が支給されたことになっているとのことだが、私は受け取った覚えが無い。

昭和 38 年 9 月にB社を退職して、同年 10 月には結婚しC市に引っ越したので、脱退手当金を請求するはずがない。

B社に勤務していた期間を厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 年 6 か月後の昭和 42 年 4 月 21 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金の支給決定日後に国民年金の強制加入対象者となったが、その際速やかに国民年金に加入し保険料を納付していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和44年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月16日から45年3月16日まで

A社で勤務した期間の厚生年金保険加入期間について照会したところ、昭和44年11月16日に同社本社で資格喪失、45年3月16日に同社B支社で資格取得となっており、空白期間が生じていました。

昭和44年11月に転勤をしましたが、勤務は継続していたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人の人事異動に関する説明から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年11月16日にA社本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和45年3月の社会保険事務所の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を事業主が納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金保険料納付記録の照会申出書を提出したところ、申立期間について、保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、申立期間当時は A 市 B 地区に住んでおり、会社を退職した後に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと思うので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について、昭和 63 年 2 月ごろに A 市 B 地区にあった社会保険事務所で行ったと思うとしているが、国民年金の加入手続は社会保険事務所で行うことができない上、申立期間当時は A 市 B 地区に社会保険事務所は存在しない。

また、社会保険事務所の記録及び C 市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未加入期間となっており、当時居住していた A 市においては、国民年金の加入記録が無いことから、納付書が発行されることは無い上、別の国民年金手帳記号番号が発行されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、C 市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、平成 13 年 7 月 1 日（平成 13 年 7 月 10 日届出）に初めて同市において国民年金に加入していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から39年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から39年2月まで
社会保険事務所から、申立期間については国民年金の加入事実が確認できないとの通知をもらった。

しかし、亡くなった母が、私のために、20歳を迎えるに当たって国民年金への加入手続をしてくれたことをよく覚えている。

加入手続をしてくれた親に対して残念と思う一念で申立てをした。申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の記号番号は、昭和47年ごろにA県において払い出され、同年8月23日に任意で資格取得していることが確認でき、別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であって国民年金保険料の納付書は発行されなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、加入手続及び保険料納付の有無に関する申立期間当時の状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月から同年 10 月 21 日まで
② 昭和 45 年 3 月 25 日から同年 7 月 20 日まで
③ 昭和 47 年 6 月から同年 10 月まで
④ 昭和 47 年 10 月から 48 年 2 月まで
⑤ 平成 4 年 6 月 10 日から 5 年 8 月 2 日まで
⑥ 平成 7 年 4 月から 8 年 10 月まで

私は、申立期間①についてはA施設、申立期間②についてはB施設、申立期間③についてはC施設、申立期間④についてはD施設で仕事をし、また、申立期間⑤についてはE社、申立期間⑥についてはF社で仕事をして働いていた。

申立期間については、勤務していたことは間違いのないので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立てに係る事業所はG社A施設であると確認できるところ、社会保険庁のオンライン記録によると、同事業所は昭和 42 年 9 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所となり 58 年 5 月 1 日に適用事業所ではなくなっていることから、申立期間は適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の加入記録のある同僚 11 名に照会したところ、回答があった 10 名はいずれも申立人を覚えていないと回答しており、申立人が勤務していたこと、及び厚生年金保険の加入状況は確認できなかった上、申立人が記憶している同僚 2 名の姓も申立期間の加入者には見当たらない。

また、当該施設の現在の支配人は「正職員であれば当該施設を開始したときからの記録が残っているが、申立人の氏名は無い。当時のことを知っている者によると、臨時職員であれば入社後2、3か月は社会保険には加入させていなかったとのことである。」と回答している。

申立期間②について、申立人はB施設に勤務し、その経営会社はH社であるとしているが、調査の結果、申立てに係る事業所はI社であることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録によると、同事業所は昭和39年11月17日に厚生年金保険の適用事業所となり59年8月21日に適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚のうち、社会保険庁のオンライン記録で確認でき申立人と同時期に勤務していた2名に照会したところ、回答があった1名は「申立人が勤務していたことは知っているが正社員かどうかは不明であり、厚生年金保険に加入していたかどうかについても不明である。」としている。

また、当時の代表取締役は既に死亡しており、事情を聴くことはできない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、申立人が勤務したと主張しているB施設及び経営会社と主張しているH社については、いずれも該当する厚生年金保険の適用事業所が確認できないほか、H社と類似の事業所名で厚生年金保険の適用事業所となっている3社についても調査したが、社会保険庁のオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

申立期間③について、申立人はC施設に勤務し、その経営会社はJ社であるとしているところ、調査の結果、申立てに係る事業所はJ社であることが確認できるが、社会保険庁のオンライン記録によると、同事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、申立人は同僚の姓を記憶しているが、名前及び生年月日を記憶していないことから特定することができず、申立内容について事情を聴くことができない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、申立人が勤務したと主張しているC施設及びにC施設と類似の事業所名の2事業所についても、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

申立期間④について、申立人はD施設に勤務し、その経営会社はK社であるとしているが、調査の結果、申立てに係る事業所はL社であることが確認でき、同僚の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所は昭和48年2月7日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申

立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚2名に照会したところ、回答があった1名は「申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは不明であり、勤務してから3、4か月は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」としている。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、申立人が勤務したとしているD施設及び経営会社と主張しているK社については、いずれも該当する厚生年金保険の適用事業所が確認できない。

申立期間⑤について、申立てに係る事業所が保管していた申立人の履歴書及び出勤簿の記載、並びに事業主の主張から判断すると、申立人が申立期間は当該事業所に勤務していたと認められる。

しかしながら、事業主は「申立人が臨時雇用であったため厚生年金保険被保険者の資格取得届は行っておらず保険料も控除していない。」と主張している上、事業所が保管していた平成5年5月から同年7月までの給与台帳（写し）によると、申立人の厚生年金保険料は控除されておらず、社会保険料累計額欄も「0」と表示されていることから、申立期間についても保険料は控除されていなかったものと推認される。

申立期間⑥について、申立てに係る事業主及び事業主の妻の証言から、申立人は申立期間に臨時職員として当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主の妻は「夫と一緒に申立人の採用面接を行った。申立人から社会保険には加入しなくてよい旨の申出があったため加入させていなかった。」と回答している。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間⑤及び⑥を含む昭和53年1月から平成19年4月までの期間は国民年金の法定免除期間となっている。

このほか、申立期間①から⑥までについて、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月 15 日から 48 年 6 月 12 日まで
② 昭和 49 年 9 月 1 日から 62 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間①について、A社（昭和 48 年 2 月 16 日にB社に社名変更）で、昭和 46 年から 48 年まで月に手取りで 5 万円から 6 万円の給料をもらっていたと思う。社会保険庁の記録どおりの標準報酬では、税金と船員保険料を支払ったら小遣いを作ることはできない。

また、申立期間②について、C社に入社してからは、家族に月 8 万円から 10 万円を送金していたと思う。昭和 54 年の結婚時期には結納金として 100 万円以上ためていた。結婚後は月 10 万円送金しており、毎年 1 万円ずつ送金額を増やしていた。社会保険庁の記録どおりの標準報酬では、税金と船員保険料の支払をしただけでは生活することはできない。

いずれの申立期間も、標準報酬月額の 1.7 倍から 1.8 倍は月収としてもらっていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が勤務していたA社は、昭和 51 年に解散しているほか、当時の事業主及び船員保険事務担当者は死亡しており、申立人の船員保険料控除額を確認することができない。

また、申立人の標準報酬月額と、申立人と同じく甲板員として当該事業所で勤務していた同僚のうち、申立人と同一月に船員保険の被保険者資格を取得した者の標準報酬月額を比較すると、申立期間について申立人と当該同僚の標準報酬月額は同額で推移しており、申立人だけが低額であるという状況は認められない。

申立期間②については、申立人が勤務していたC社は平成4年に解散しており、同社の清算人は、解散から10年経過したため関連資料は廃棄していると回答していることから、申立人の船員保険料控除額を確認することができない。

また、申立人が保管しているC社が作成した昭和62年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額は、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額に基づく船員保険料を申立人の給与から翌月控除した場合の金額と一致する。

さらに、申立人の標準報酬月額と、申立人と同じく甲板員として当該事業所で勤務していた同僚の標準報酬月額を比較すると、申立人の標準報酬月額は最も低額で推移しているが、同時期に同額となっている同僚もあり、申立人だけが低額であるという状況は認められない。

加えて、申立期間①及び②において、社会保険事務所が保管する当該事業所の船員保険被保険者名簿において、申立期間における標準報酬月額の記録に訂正の痕跡は見当たらず、不自然な処理はうかがえない。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 1 日から同年 8 月 17 日まで

私は、A社の新聞広告を見て面接に行き、次の日から働き始めた。同社における厚生年金保険の加入記録が昭和 48 年 8 月 17 日から 1 か月だけになっているが、そういうことはあり得ないので、採用された同年 5 月からの加入記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた元同僚の回答から判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は既に解散し、元事業主も既に死亡していることから、当該事業所における申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況についての事実を確認することはできない。

また、申立期間当時に、当該事業所で厚生年金保険に加入している元同僚に照会したところ、回答があった4名のうち2名は申立人を記憶しておらず、1名は申立人を覚えているものの、申立人の厚生年金保険の加入状況については不明と回答している。

さらに、元同僚1名は、採用後一定期間経過後に厚生年金保険に加入したと回答していることから、当時の事業主は、すべての従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、当該事業所が加入していたB厚生年金基金に照会したところ、申立人の当該事業所における厚生年金基金の加入記録は、昭和 48 年 8 月 17 日から同年 9 月 27 日までとなっており、厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月6日から51年5月30日まで
私がA社を退職したのは昭和51年5月30日で、この時に失業保険も受給した。
社会保険庁の厚生年金保険の加入記録は昭和43年1月6日までとなっているが、同日以降退職するまでの期間について、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から、昭和43年1月6日以降も同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所は昭和43年1月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、この日より後に当該事業所が再度適用事業所となった記録も見当たらない。

また、申立人が記憶している当該事業所の役員2名及び元同僚2名は、社会保険庁のオンライン記録によると、昭和43年1月6日又は同年同月7日に国民年金に加入し、同月以降の保険料を納付していることが確認できるとともに、申立人も47年8月21日に国民年金に加入し、同月以降の保険料を納付している。

さらに、当該事業所は平成8年に解散しているほか、元事業主も既に死亡していることから、申立期間における勤務実態や保険料控除についての関連資料や証言を得ることはできない。

加えて、申立人は、申立期間に給与から雇用保険の保険料を控除されていたことについては記憶があるものの、厚生年金保険料の控除については

定かではないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 34 年 5 月まで

私は、高等学校を卒業した年の昭和 33 年 4 月から 34 年 5 月まで、A 社 B 工場内にあった C 社で働いていた。

厚生年金保険の保険料を給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社で働いていたとする元同僚の証言から、申立人が申立期間に、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C 社は、申立人の勤務の実態を確認できる資料は無いとしているほか、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届等の資料によると、申立期間の被保険者資格取得者に申立人の氏名は無く、社会保険事務所に保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の氏名は無く、健康保険被保険者証の整理番号に欠番も無い。

また、C 社で事務を担当していた社員は、「若い人には健康保険と一体のものとして厚生年金保険に加入させていたが、入社した若い人の中には、当社に長く勤めるつもりはないと考え加入しなかった人はいた。」と回答している。

さらに、当時の同僚は、申立人のことを覚えているが、厚生年金保険の加入等については分からないとしている。

加えて、申立人は、申立期間の給与の額は 3,500 円から 4,000 円であり控除された厚生年金保険料は 90 円ほどであったと記憶しているが、当該給与額に基づく標準報酬月額により算出した厚生年金保険料額とは一致しない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 25 日から 47 年 5 月 1 日まで

私は、A社に昭和 46 年 2 月 25 日に入社し、47 年 5 月 1 日まで勤務したと思うが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録は見当たらないとの回答をもらった。

申立期間当時を裏付ける資料等は所持していないが、間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 46 年 2 月 25 日から 47 年 5 月 1 日まで勤務したと思うが、同社に二度勤務したことはないと主張している。

また、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿によると、申立期間以前の昭和 43 年 12 月 1 日から 45 年 2 月 1 日までの期間について、申立人に係るA社における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、昭和 45 年 3 月 25 日及び同年 4 月 1 日にA社を退職した同僚 2 名は、「申立人と一緒に勤務したことを覚えている。」と証言しており、特に、同年 4 月 1 日に退職した同僚は、「申立人は、私より前に退職したことを覚えています。」と証言している。

加えて、A社は、「申立期間当時の社長は既に亡くなっており、申立人の人事記録や関連資料は廃棄しており、確認することができない。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から33年5月1日まで
② 昭和34年4月1日から36年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、小売業者が登録するB組合で厚生年金保険に加入していた昭和28年4月から49年3月までの期間について、ねんきん特別便では申立期間①及び②が厚生年金保険の加入期間になっていなかった。

申立期間当時は、健康保険証は所持していたし、退職した際には失業手当を受給した記憶があるので、厚生年金保険に加入していないことは考えられない。

給料明細書等はないが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の証言から、申立人が昭和27年4月から49年3月までの期間、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人の被保険者記録が確認できるB組合は、「中小企業等協同組合法に基いて設立された企業組合の組合員に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用について」（昭和25年11月30日保文発第3082号）に基づき、厚生年金保険法の適用事業所となっていたものであり、同組合の元経理部長は、「登録小売店の事業主及び従業員の厚生年金保険関係事務を一括して行っていた。」としている。

しかし、申立期間当時のA社の事業主及び同僚の厚生年金保険被保険者記録をみると、申立人と同様に未加入期間となっていることが確認できる。

また、申立人の同僚に申立期間当時の状況を照会したが、厚生年金保険

料控除等についての具体的な証言は得られなかった。

さらに、当該組合は、平成 20 年に破産手続が開始されていることから破産申立代理人に確認したが、申立期間当時の関係資料は無く、当時の厚生年金保険の事務担当者も既に亡くなっており、当時の状況を確認することができない。

加えて、申立期間当時、B 組合が加入していた C 健康保険組合は、「B 組合が昭和 25 年 9 月から 49 年 3 月まで、当健康保険組合の支部に加入していたことは確認出来るが、個人ごとの加入履歴までは確認できない。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から33年5月1日まで
② 昭和34年4月1日から36年2月1日まで

私は、昭和26年4月から63年5月まで小売業（A社）を営んでいたが、小売業者が登録するB組合で厚生年金保険に加入していた28年4月から49年3月までの期間のうち、申立期間①及び②について加入記録が確認できないとの回答が社会保険事務所からあった。

B組合には、A社としての賃金計算及び厚生年金保険料等の納付等のすべての手続を任せていたので、厚生年金保険被保険者資格の取得や喪失を繰り返すことはあり得ないし、納得できない。

給料明細書等はないが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した小売業の従事経歴及び証明書により、申立人が昭和26年4月から63年5月までの37年1か月間、A社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人の被保険者記録が確認できるB組合は、「中小企業等協同組合法に基いて設立された企業組合の組合員に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用について」（昭和25年11月30日保文発第3082号）に基づき、厚生年金保険法の適用事業所となっていたものであり、同組合の元経理部長は、「登録小売店の事業主及び従業員の厚生年金保険関係事務を一括して行っていた。」としている。

しかし、申立期間当時のA社の従業員の厚生年金保険被保険者記録をみると、申立人と同様に未加入期間となっていることが確認できる。

また、当該組合は、平成 20 年に破産手続が開始されていることから破産申立代理人に確認したが、申立期間当時の関係資料は無く、当時の厚生年金保険の事務担当者も既に亡くなっており、当時の状況を確認することができない。

さらに、申立期間当時、B 組合が加入していた C 健康保険組合は、「B 組合が昭和 25 年 9 月から 49 年 3 月まで、当健康保険組合の支部に加入していたことは確認出来るが、個人ごとの加入履歴までは確認できない。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から42年8月1日まで

私は、申立期間、代表者A氏のもとで作業員として従事していた（従業員6、7人）。

給与は月2回に分けてもらっていたが、当時の給与明細書は紛失して手元に無く、同僚の所在も不明であるが、働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の長女の証言及び申立人の勤務に係る記憶から、申立人が申立期間の一部についてB事業所（代表者A氏）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、事業主の長女は、「父は、昭和40年ごろに会社を退職した後、自営業で6人前後の職人を抱えて仕事をしていた。厚生年金保険の適用事業所としての届出は行っていないはず。国民年金に加入していたはず。」と証言している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、事業主は、昭和34年1月10日から申立人の申立期間の一部が重複する38年10月29日までの期間はC社、40年2月12日から同年12月1日までの期間はD社の厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる上、C社を退職した38年10月29日から40年2月12日までの期間、及びD社を退職した同年12月1日から58年4月1日までの期間は国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が記憶している同僚5人のうち1人は昭和36年4月から61年4月までの期間、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる上、事業主は既に亡くなっており、ほかの同僚4人についても特定することができず、申立期間当時についての証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から14年12月28日まで

私は、平成9年8月1日から14年12月28日まで、A市にあるB社に勤務していた。

私が申立期間にB社に勤務していたことは、C県から送付された資料に記載されていることから明白であるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするB社は、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた申立期間当時の同僚とは連絡がつかず、B社は既に廃業している上、後継会社とみられる事業所とも連絡がつかないため、申立人の勤務実態に関する証言等が得られなかった。

さらに、C県庁が保管する関係資料では、申立人の具体的な勤務期間等を確認することはできない。

加えて、申立期間について申立人に係る雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月ごろから 40 年 12 月ごろまで
私は、昭和 37 年 8 月ごろから 40 年 12 月まで、A 市にある B 社に勤務していた。

昭和 38 年に生まれた長男が入院したことがあり、その時に健康保険証を使用した記憶があることから、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、申立人と同様の業務を担当していた同僚 3 名から事情を聴取したが、2 名の同僚は、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、申立人の勤務時期、雇用形態及び厚生年金保険の加入の有無については不明であるとしている。

また、当該同僚 3 名から、B 社では、入社日から最長で 5 年程度の期間を経て厚生年金保険に加入しているとの証言を得ており、当時の B 社では、従業員全員について入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではなかったものと推測される。

さらに、申立期間について、申立人に係る雇用保険の加入記録は無い。

加えて、B 社に照会したが、「当時の人事記録等の関連資料は廃棄しており、当時の担当者も既に退職していることから、申立期間に係る勤務条件及び保険料控除の事実は確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
昭和 35 年 4 月 1 日から勤務した A 社の厚生年金保険加入期間について照会したところ、36 年 4 月 1 日取得となっており、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

A 社には、高校を卒業した昭和 35 年 4 月 1 日に正社員として入社し、給料から保険料が控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に入社する経緯等に関する説明は具体的であり、申立人が昭和 35 年 4 月 1 日に同社に入社し、37 年 4 月 1 日まで継続して勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立人は、入社当初から給与明細書をもらえなかったとしており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、A 社において、申立期間後に事務を担当していたとする元従業員に照会したところ、当時は入社してからすぐに社会保険に加入することはなかったと思うとしており、当該従業員は入社してから約 2 年後に被保険者資格を取得していることから、事業主は、従業員全員について入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではなかったものと推測される。

さらに、当該事業所は既に解散しており、元代表取締役等に照会したが、当時の人事記録等の資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情

は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月ごろから 34 年 11 月 16 日まで
② 昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 8 月ごろまで

昭和 33 年 6 月ごろから働いていた A 基地内事務所の喫茶室での厚生年金保険加入期間を社会保険事務所に照会したところ、申立期間は加入事実が確認できなかったと回答があった。

しかし、上記基地内で働き始めて 4 か月目から、給料から厚生年金保険料を毎月差し引かれていた記憶があるので、申立期間が加入期間とされていないことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の A 基地の日本人雇用に関する業務を継承した B 局 C 事務所が作成した厚生年金資格確認票によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格は昭和 34 年 11 月 16 日取得、35 年 4 月 1 日喪失となっていることが確認でき、この記録は社会保険庁の記録と一致している。

また、申立人は、申立期間当時、A 基地内事務所の喫茶室で日本人としては一人で同事務所が閉鎖されるまで働いていたと主張しているが、働いていたとする時期に関する記憶が曖昧である上、当時、申立人と一緒に勤務していた日本人の同僚がいないことから、勤務期間等に関する証言を得ることができない。

さらに、B 局 C 事務所では、申立期間当時の日本人労働者の勤務期間等に関する書類を保管していないため、申立人の具体的な勤務期間が確認できない。

なお、社会保険庁の記録及び申立人が所持する国民年金手帳の記録によれば、申立期間②のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 12 月までは、申立人

は国民年金強制被保険者として保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月から 37 年 5 月 1 日まで
② 昭和 37 年 7 月 1 日から 39 年 5 月まで

昭和 36 年 9 月から 39 年 5 月まで勤務した A 社の厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、37 年 5 月 1 日資格取得、同年 7 月 1 日喪失となっており、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらいました。

保険料は給料から控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の A 社に入社する経緯に関する説明から判断すると、申立人が同社に昭和 36 年 9 月ごろから勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立人と一緒に A 社に入社したとする同僚は、1 か月程度で退職したとしているところ、当該同僚には同社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、当時の同僚の中には、入社日から約 5 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者がいることから、事業主は、従業員全員について入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではなかったものと推測される。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同時期に同社に勤務していたと考えられる複数の同僚に照会を試みたが、申立人がいつまで勤務していたかについて具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所では当時の人事記録等の資料を保管しておらず、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月ごろから 35 年 8 月 1 日ごろまで
私は、20 歳過ぎぐらいから A 社で働いていたが、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、当該事業所での加入記録が無かった。

A 社で一緒に働いていた B さんは年金を受給しているのに、私の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

当時の同僚と一緒に撮った写真、厚生年金保険被保険者証及び国民年金手帳を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真及び申立人が氏名を挙げた元同僚の証言から、申立人が A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記同僚を含む 4 人の同僚における厚生年金保険の被保険者記録をみると、昭和 30 年から 33 年までの加入期間は毎年 4 月 1 日（昭和 31 年のみ 3 月 20 日）から 11 月 1 日までであることが確認でき、複数の同僚は、「当該事業所は、冬季は休業していたので、このような加入期間になっている。」と証言している。

また、これらの同僚のうちの 1 人においては、昭和 30 年及び 31 年に厚生年金保険の加入記録は確認できるが、32 年以降の加入記録は見当たらないことから、当該事業所では、すべての従業員について、厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人が保管していた厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」は昭和 35 年 8 月 1 日となっており、当該事業所の次

の事業所に勤務した時点で初めて厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる。

加えて、当該事業所は昭和 64 年 1 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、後継会社も申立期間当時の資料は保管していないので分からないとしている上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。